アクセシビリティ方針の策定と試験結果の公開におけるポイント

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

http://waic.jp/

Web担当者のための
アクセシビリティセミナー
[2015年2月]

0. イントロダクション

自己紹介

- **株式会社ミツエーリンクス**
  第二本部 第一部（アクセシビリティ） 部長
  アクセシビリティ・スペシャリスト
  中村　精親（なかむら　きよちか）

- **ウェブアクセシビリティ基盤委員会**
  作業部会3（試験）主査代行

WG3の主な活動

http://waic.jp/committee/wg3/

- JIS X 8341-3:2010 試験実施ガイドライン
- 実装チェックリスト例
- ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン
- 試験方法に関する国際動向の把握及び国際協調

このセッションについて

「Webアクセシビリティの標準規格「JIS X 8341-3:2010」準拠のための試験方法（最新版）」という講演が元になっています。

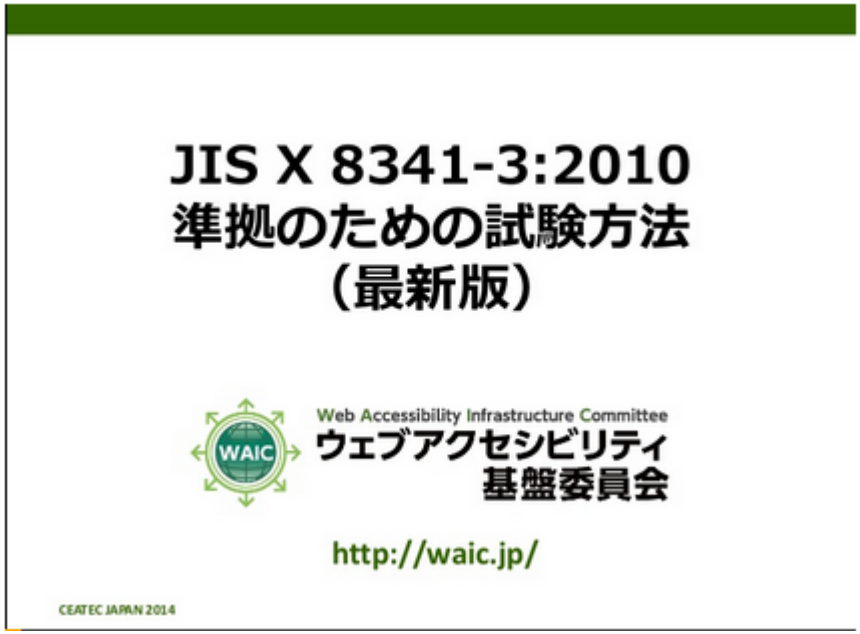

今回のテーマ

JIS X 8341-3:2010における
「方針」と「試験」について、

- 「策定すべき内容」について確認し、
- 「適切な結果の公開」ができるようになる、

ということが目標です。

アジェンダ

1. 「JIS X 8341-3：2010 準拠」と「方針策定」「試験」
2. ウェブアクセシビリティ方針に必要な内容を確認する
3. 適切な試験結果公開におけるポイントについて考える
4. まとめと質疑応答

1. 「JIS X 8341-3：2010準拠」と「方針策定」「試験」

「みんなの公共サイト運用モデル」で求められている対応

■ JIS X 8341-3：2010の等級AAに準拠（試験結果の公開）

・ 国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

＜期限と達成等級の目安＞

●既に提供しているホームページ等

- 2012 年度末まで　「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
- 2013 年度末まで　JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠（試験結果の公開）
- 2014 年度末まで　JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

●ホームページ等を新規構築する場合

- 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」策定
- 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

「JIS X 8341-3：2010に準拠」とは？

- 「ウェブコンテンツをJIS X 8341-3:2010の要件に従って制作・開発し、試験を実施して、目標としたアクセシビリティ達成等級に該当する達成基準を全て満たしていることを示すために使用する」表記

ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン

「JIS X 8341-3：2010に準拠」するには？

- 「細分箇条6.1で定められたアクセシビリティ方針の提示又は公開、及び細分箇条8.3で定められた試験結果の表示を行うものとする。」

  ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン

→　「アクセシビリティ方針」が必要

→　「試験結果の表示」が必要

2. ウェブアクセシビリティ方針に必要な内容を確認する

ウェブアクセシビリティ方針とは？

JIS X 8341-3：2010における記述

6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件

6.1 企画

企画段階においてウェブページ一式の責任者は，ウェブアクセシビリティ方針を策定し，文書化しなければならない。ウェブアクセシビリティ方針には，目標とするウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級を含まなければならない。

注記 ウェブアクセシビリティ方針は，ウェブサイトではサイト上，ウェブアプリケーションではマニュアル，パッケージなどで公開するとよい。

ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

http://waic.jp/docs/jis2010/accessibility-plan-guidelines.html

- 対象範囲
- 達成等級及び対応度

を明記することになっている。

・・・これだけでよい？

もちろん、よいです。でも、できれば・・・

方針に明記するとよい事項

- 目標を達成する期限
- 例外事項（ある場合）
- 追加する達成基準
- 担当部署名
- 現時点で把握している問題点及びその対応に関する考え方

決定事項が多いと、試験実施の際に困りません。

各項目ごとの実例：対象範囲（1）

例1

株式会社○○○のウェブサイト
（http://www.example.co.jp/）。

これ自体は問題ありません。でも・・・

PDFや動画などもすべて対象範囲に含まれます。

それ自体はすばらしいことですが、意図している対象範囲でしょうか？

各項目ごとの実例：対象範囲（2）

例2

株式会社○○○のウェブサイト
（http://www.example.co.jp/）。
ただし、PDF等の添付ファイルについては対象外とします。

対象外のコンテンツがあること自体は問題ありません。でも・・・

各項目ごとの実例：対象範囲（2a）

- 対象に含まないウェブコンテンツがある場合には、URIを明示するなどして、その部分が特定できるように明記する。
- ウェブページ一式（例：ウェブサイト全体やウェブアプリケーション全体など）を対象範囲とするが全てのウェブページで対応することが困難な場合は、最終目標は全体を対象とするという前提で、以下の例（※）のように当面の目標を併記する。

※ 例については「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」をご参照ください。

各項目ごとの実例：対象範囲（3）

例3

株式会社○○○のウェブサイト
（http://www.example.co.jp/）。
ただし、以下については対応が困難なため、当面の間、当方針の対象外とする。

- PDF

より明確な方がよいですが、部分の特定はできそうです。

一方、当面の目標はより明確にすることが望まれます。

各項目ごとの実例：対象範囲（4）

例4：

PDFファイル等の添付ファイルへの対応	PDFファイル等の添付ファイルに関する達成基準(A、AA)	達成が困難なため、アクセシビリティ方針に含みませんが、今後作成するPDF等について、できるだけHTMLページをあわせて用意する、あるいはHTMLページに概要情報を掲載するなどの対応を行います。

対象はもう少し明確な方がよいですが、対応方針が明確な点がよいと思います。

各項目ごとの実例：達成等級及び対応度（1）

例1

JIS X 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠

問題ありません。

達成等級：AA

対応度：準拠

とそれぞれに明確になっています。

各項目ごとの実例：達成等級及び対応度（2）

例2

JIS X 8341-3:2010の等級Aに一部準拠

一見、達成等級、対応度ともに記載されていて、問題ないように思われますが、「一部準拠」が最終目標となっている状況は推奨されません。

「一部準拠」を当面の目標とする場合は、期限や今後の予定を明記します。

方針に必要な内容のまとめ（1）

- 対象範囲、達成等級及び対応度を明示すること自体は容易

→　方針を策定しましょう！

方針に必要な内容のまとめ（2）

- 対象範囲
  - できるだけ明確に、
  - 対象としないところも明示した上で、
  - 今後の予定がわかると、より望ましい
- 達成等級と対応度
  - 「一部準拠」を最終目標としてふさわしくない
  - 最終目標よりも低いレベルを当面の目標にする場合は期限や今後の予定がわかるように

3. 適切な試験結果公開における ポイントについて考える

JIS X 8341-3：2010の「試験」とは？

「箇条8 試験方法」では・・・

- 「この規格を用いて適合試験を行うときの試験の方法を規定している」
- 「ここで規定された方法に従って、ウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級のどの等級で、制作・開発したコンテンツがこの規格に適合しているか評価できる」

すなわち、試験＝達成基準を満たしているかどうかを評価するための手段

「試験」＝評価の手段

- 試験したからアクセシビリティが向上するわけではない
- しかし、公共分野の調達仕様や評価においては、試験ができることで客観性、透明性が確保される（JIS X 8341-3：2010 解説）
- 規定された方法に従って試験を実施し、結果を公開することで、外部からでも試験結果を参照し、達成基準を満たしているかどうかの評価ができる

「8.3 試験結果の表示」を理解する

- 必ず表示しなければならない事項と表示することが望ましい事項がある
  - 表示しなければならない事項「8.3.1/8.3.2」
  - 表示することが望ましい事項「8.3.3」

試験結果表示に含まなければならない内容

（）内はウェブページ一式の場合に適用される

- 達成したウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級
- （ウェブページ一式を特定するための範囲）
- （試験の対象ウェブページを選択した方法）
- 試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）
- 8.1.3の例外事項がある場合、該当箇所を特定できる説明
- 依存したウェブコンテンツ技術のリスト
- 達成基準チェックリスト
- 試験実施期間

試験結果表示に含まなければならない内容

（）内はウェブページ一式の場合に適用される

- **達成したウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級**
- （ウェブページ一式を特定するための範囲）
- （試験の対象ウェブページを選択した方法）
- 試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）
- 8.1.3の例外事項がある場合、該当箇所を特定できる説明
- 依存したウェブコンテンツ技術のリスト
- 達成基準チェックリスト
- 試験実施期間

各項目ごとの実例：達成等級（1）

例1

JIS X 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠

もちろん、問題ありません。

各項目ごとの実例：達成等級（2）

例2

JIS X 8341-3:2010の等級Aに一部準拠

こちらも試験結果としてはこれ自体に問題はありません。

ただし、「一部準拠」と表示する場合には追加の表示事項が必要となります。

各項目ごとの実例：達成等級（2a）

例2a

■ **達成基準の一部を満たせなかった理由**
今回の実施期間においては、ウェブサイト全体の改修を実施することができませんでした。
そのため、共通で利用している部分が未改修となり、基準を満たせませんでした。

※詳細については
「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」
もご参照ください。

各項目ごとの実例：達成等級（2b）

例2b

■ **準拠に向けたスケジュール**
ウェブアクセシビリティ方針に記載の通り、次期リニューアルの際に準拠を目指します。
また、それまでの期間については可能な範囲で対応を進めます。

※詳細については
「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」
もご参照ください。

試験結果表示に含まなければならない内容

（）内はウェブページ一式の場合に適用される

- 達成したウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級
- （ウェブページ一式を特定するための範囲）
- （試験の対象ウェブページを選択した方法）
- 試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）
- 8.1.3の例外事項がある場合、該当箇所を特定できる説明
- 依存したウェブコンテンツ技術のリスト
- 達成基準チェックリスト
- 試験実施期間

各項目ごとの実例：ウェブページ一式を特定するための範囲（1）

例1

○○○公式ホームページ内
（URLがhttp://www.example.co.jp/から始まるページ）

これ自体は問題ありません。でも・・・

例外事項に対象範囲からの除外が記載されていたりすることがあります。

「方針」では例外事項として記載できますが、試験結果ではこの項目で対象を特定する必要があります。

各項目ごとの実例：ウェブページ一式を特定するための範囲（2）

例2

ウェブページ一式の範囲

JIS X 8341-3:2010試験実施ガイドラインに基づき、 ○○○○が運営するhttp://www.example.co.jp/ドメインよりランダムな方法とランダムではない方法を用い、ウェブページ単位で11ページを選択

いろいろと混ざってしまったようです・・・

各項目ごとの実例：ウェブページ一式を特定するための範囲（3）

- **この項目でよくある問題（1）**
  「方針」がサイト全体（ウェブページ一式）だったにも関わらずこの項目がない。

  JIS X 8341-3:2010 に基づく試験結果表示（ウェブページ単位）
  JIS X 8341-3:2010 に基づく試験結果表示（ウェブページ一式）
  のいずれであるかを明確に表示しましょう。

各項目ごとの実例：ウェブページ一式を特定するための範囲（4）

■ この項目でよくある問題（2）

「方針」策定時に記載した「対象範囲」がそのまま記載されているが、対象を特定できない状態のままとなっている。

「試験結果の表示」においては、客観性、透明性の観点において正確な記載が必要となるため、「方針」で曖昧な記述となっている場合には、内容を明確にする必要があります。

各項目ごとの実例：ウェブページ一式を特定するための範囲（5）

■ **対象範囲を特定できるように変更した例**

方針：
○○市のウェブサイト
（http://www.city.example.jp/）。
ただし、CMSで管理しているウェブページのみを対象とする。
↓
試験結果：
○○市のウェブサイトのうち、 CMSで管理している
http://www.city.example.jp/cms/
以下のみを対象とする。

試験結果表示に含まなければならない内容

（）内はウェブページ一式の場合に適用される

- 達成したウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級
- （ウェブページ一式を特定するための範囲）
- （試験の対象ウェブページを選択した方法）
- 試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）
- 8.1.3の例外事項がある場合、該当箇所を特定できる説明
- 依存したウェブコンテンツ技術のリスト
- 達成基準チェックリスト
- 試験実施期間

各項目ごとの実例：試験の対象ウェブページを選択した方法（1）

例1

ランダムな方法とランダムではない方法を用い、40ページを選択しています。

ランダムではない方法では、JIS X 8341-3:2010の「8.1.2 c）ランダムではない方法で選択する場合」の記載内容に基づき選択しています。

概ねよいのですが、次項目の試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）において、それぞれがどちらであるかを明記する必要があります。

各項目ごとの実例：試験の対象ウェブページを選択した方法（2）

例2

ランダムな選択方法およびランダムではない選択方法の両方を用いる。

同じく、これ自体はよいのですが、次項目の試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）において、それぞれがどちらであるかを明記する必要があります。

各項目ごとの実例：試験の対象ウェブページを選択した方法（3）

- **この項目でよくある問題（1）**
  「ランダムに選択する」方法を用いているが、対象ページがあきらかに恣意的に選ばれているように見える。

  ランダム＝無作為

  という点には十分にご注意ください。

各項目ごとの実例：試験の対象ウェブページを選択した方法（4）

■ **この項目でよくある問題（2）**

「ランダムに選択する」方法を用いた際に、対象としているページ数が十分でないように思われる。

JIS X8341-3:2010 試験実施ガイドライン 2012年11月版
http://waic.jp/docs/jis2010-test-guidelines/201211/#h3_2_3_sampling

を参考にされることが多いと思いますが、サイトの性質なども勘案し、適切なページ数を選定してください。

※**なお、上記箇所は今後わかりやすい内容となるよう、改修を検討しております。**

試験結果表示に含まなければならない内容

（）内はウェブページ一式の場合に適用される

- 達成したウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級
- （ウェブページ一式を特定するための範囲）
- （試験の対象ウェブページを選択した方法）
- **試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）**
- 8.1.3の例外事項がある場合、該当箇所を特定できる説明
- 依存したウェブコンテンツ技術のリスト
- 達成基準チェックリスト
- 試験実施期間

各項目ごとの実例：試験を行ったウェブページのURI

（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）

この項目については、試験を実際に実施したページのURIが列挙されているか、第三者が確認した場合に明確に理解できる記載方法であれば問題ありません。

ただし、前述の通り、ランダムとランダムではない方法を組み合わせる場合にはどちらでの選択であるかを明記しましょう。

試験結果表示に含まなければならない内容

（）内はウェブページ一式の場合に適用される

- 達成したウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級
- （ウェブページ一式を特定するための範囲）
- （試験の対象ウェブページを選択した方法）
- 試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）
- **8.1.3の例外事項がある場合、該当箇所を特定できる説明**
- 依存したウェブコンテンツ技術のリスト
- 達成基準チェックリスト
- 試験実施期間

各項目ごとの実例：例外事項の該当箇所を特定できる説明（1）

例1

外部サイトの検索サービス

これだけでは該当箇所を特定することが難しく、またそもそも例外事項であるかどうかも明確ではありません。

各項目ごとの実例：例外事項の該当箇所を特定できる説明（2）

- **この項目でよくある問題（1）**
  外部の動画配信サービスを利用しており、そのサービスが基準を満たしていないので、例外としたい
  ↓
  × サービスを選択するのはそのページの管理者の責任である

各項目ごとの実例：例外事項の該当箇所を特定できる説明（3）

■ 例外事項の記述対象とできる場合とは

- 第三者によるコンテンツが監視されていて、2営業日以内に修正できる
- コンテンツ制作者が監視・修正できるコンテンツではなく、かつ利用者が識別できるように例外適用箇所が明確に説明されている

そうではない場合に対象としない際には例外事項ではなく、対象範囲から除外する必要がある

試験結果表示に含まなければならない内容

（）内はウェブページ一式の場合に適用される

- 達成したウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級
- （ウェブページ一式を特定するための範囲）
- （試験の対象ウェブページを選択した方法）
- 試験を行ったウェブページのURI（又はウェブページ群のURIリスト及びその数）
- 8.1.3の例外事項がある場合、該当箇所を特定できる説明
- **依存したウェブコンテンツ技術のリスト**
- **達成基準チェックリスト**
- **試験実施期間**

試験結果表示に必要な内容のまとめ

- 達成等級と対応度

  目標ありきではなく、現状を示すことが重要

- 対象範囲と選択方法、実際に試験したページ

  試験の対象を明確に

- 技術、結果、実施期間

  試験した時点での情報を正確に

4. まとめ

本日のまとめ

- JIS X 8341-3：2010 準拠には「方針策定」及び「試験結果の公開」が必要
- 最低限の「アクセシビリティ方針」策定自体は容易、内容については考慮が必要
- 「試験結果の公開」時には必須となる表示事項があるので必ずそれらを含む

参考となるウェブサイト

ウェブアクセシビリティ - 宇城市

http://www.city.uki.kumamoto.jp/q/list/347.html

■ 参考として欲しいポイント

- 条件を満たした「アクセシビリティ方針」
- 条件を満たした「試験結果表示」
- <u>現時点で把握している問題点及び今後の対応に関する考え方</u>

おわりに

- 方針の策定と試験結果の公開は現状を適切に伝え、対応の不足している部分は今後の方針を明確にしていくことが重要であり、「試験」が終わったから完了ではなく、継続的な改善が最も重要
- 本来「試験」のための対応ではなく、アクセシビリティを向上させた結果を明確にするのが「試験」

まとめ

- すべて「準拠」できないから公開しない、ではなく、まずは方針を策定し、仮に「試験」が実施できなくても、対応した内容を公開してください
- WAICでは
  公的機関におけるウェブアクセシビリティ方針策定と試験結果表示の実態調査（2014年11月）
  一般企業におけるウェブアクセシビリティ方針策定と試験結果表示の実態調査（2014年8月）
  といった文書も公開しています。

アクセシビリティ方針の策定と試験結果の公開におけるポイント

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会
http://waic.jp/